

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧

平成27年6月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の減免措置	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
和歌山県						県営住宅抽選2回(条件有)入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1・2級】	県営駐車場使用料の半額免除有(県立医大附属病院に受診する場合は全額免除)【手帳所持者】		県有施設について ・入場料、使用料を全額又は半額免除 *施設により条件有 【手帳所持者】	
和歌山市保健所										
和歌山市						1. 2級手帳所持者は優先枠あり	市営駐車場及び駐輪場を半額免除 (手帳所持者が運転または同乗の場合) 【手帳所持者】	タクシー利用券 年間500円×24枚綴りを交付 【手帳1・2級】	全額免除:市立博物館、市立こども科学館 和歌山城、市民温水プール。半額免除:市民・つつじが丘コート、市民会館、市民図書館松下・河南総合・市民体育館、東公園体育館、和歌山東公園 【手帳所持者】	福祉バスカード、公衆浴場回数券を交付【手帳所持者】 1級手帳所持者にはバスカード、公衆浴場の介護者用も交付 【手帳所持者】
海南保健所										
海南市	重度心身障害児(者)医療費助成制度 所得制限あり 【手帳所持者】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 所得制限あり 【手帳所持者】	施設通所交通費助成 通所距離が2kmを超え該当する交通手段を利用する者に対し、交通費の半額を助成。所得制限あり。 (上限2,500円/月)【施設通所者】	心身障害児福祉年金 20歳未満の障害児を監護する者 年額48,000円 【20才未満の手帳所持者を監護する者】			福祉タクシー利用券交付 基本料金相当額助成 年間12枚 【手帳1級】	海南市立のスポーツ施設(プール・体育館・運動場・テニスコート)利用料無料 【手帳所持者】	・高齢者デイ事業(65歳以上の人を対象としているが手帳所持者であれば65歳以下でも利用できる) ・海南・海草地方精神障害者家族会への助成	
紀美野町	紀美野町重度心身障害者医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	紀美野町重度心身障害者医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】		心身障害児在宅扶養手当 18歳未満の障害児を監護する者【手帳所持児童】 (重度=手帳1級の障害者については20歳未満) 年額50,000円			・福祉タクシー利用券交付 初乗り料金助成(年間12枚) 【手帳1・2級】 ・町コミュニティバス無料 【手帳所持者】	美里の湯「かじか荘」 入湯料金550円→450円 (介護者1名可) 【手帳所持者】	家族会助成 海南海草地区精神障害者家族会へ助成	
岩出保健所										
紀の川市	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【障害年金1・2級】 ※2級については市単独補助	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【障害年金1・2級】 ※2級については市単独補助				手帳所持者の単身入居可 入居抽選時に2回抽選資格あり 所得制限拡大 【手帳所持者】	・地域巡回バス無料 ・コミュニティバス約半額 ・紀の川市福祉タクシー及び自動車燃料券助成 【手帳1・2級】	プール使用料免除 【手帳所持者】	・重度心身障害者福祉手当 【手帳1・2級】 ・心身障害児在宅扶養手当 【手帳所持者が20歳未満で、在宅で看護する者(保護者)】 ・保育料減額 心身障害児在宅扶養手当 手帳1級-月額10,000円 " 2級、3級-月額5,000円	
岩出市	重度心身障害児者医療費助成【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	重度心身障害児者医療費助成【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】					市福祉タクシー タクシー運賃の一部助成 【手帳1級】 岩出市巡回バス優待事業 (本人及び介護者1名限り無料) 【手帳1・2級】		手帳所持者が20歳未満で、在宅で看護する者(保護者)	
橋本保健所										
橋本市						市営住宅入居者優先抽選 【心身障がい者】	・福祉タクシー利用券の交付 【手帳1級/18歳未満の1・2・3級】 ・橋本市コミュニティバスの乗車料金の免除【手帳所持者】	橋本市温水プール(利用料の5割減額) 【心身障がい者・その介護人】	・福祉有償運送の利用 【手帳所持者】 ・団体運営補助金の交付 精神障がい者家族会への助成 【家族会】	
かつらぎ町							障害者外出支援助成 ・福祉タクシー券 500円券を20枚交付 【手帳1・2級】	使用料免除:花園グリーンパーク「わんぱく広場」・小原洞窟恐竜ランド 半額免除:花園グリーンパーク交流施設「金剛の滝」 花園ふるさとセンター「合歡木」(室使用料)	障害者外出支援助成 ・自動車燃料券 500円券を10枚交付 【手帳1・2級】	
九度山町						公営住宅入居の優先措置 【心身障がい者】		松山常次郎記念館 無料 (付き添い1名まで無料・2人以降は有料) 【手帳所持者】		
高野町								高野山霊宝館【手帳所持者】	福祉有償タクシー【手帳所持者】	

精神障害者に対する保健福祉等施策一覧

平成27年6月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の減免措置	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
湯浅保健所										
有田市			公共交通機関の料金のみ半額助成(上限月2,500円) 【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証所持者】					タクシー基本料金相当分(年間28回分以内) 【手帳1級】		市民税非課税世帯 水道料金の軽減【手帳1級・2級】 精神障害者家族会への補助金25,000円
湯浅町										精神障害者家族会への助成25,000円/年
広川町								タクシー初乗り運賃助成券年間24枚配布 【手帳1級】	福むらの火の館(入館料半額免除) 一般500円→250円 高校生200円→100円 小・中学生 100円→50円 滝原温泉(ぼたるの湯(入湯料減額-入湯税75円免除)大人(中学生以上)500円→425円 【手帳所持者】	
有田川町			・有田川町障害者施設通所交通費助成金 本町に住所を有する障害者で、路線バス、鉄道で施設へ通所する者のうち距離が2kmを超える者。経費が1ヶ月5000円以下は全額、5000円を超える場合は、5000円を控除した額の1/2を5000円に加工し、上限を10000円とする。【手帳所持者】	・有田川町重度心身障害者(児)福祉手当 手帳を本町で管理し、本町の住民基本台帳に登録があり、在宅の場合月額10,000円を支給。 【手帳1級】		有田川町営住宅【有田川町営きび住宅】入居者の心身の状況または世帯構成、区域内の住宅事情、その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合。月収259,000円を超えないこと。通常は214,000円。【手帳所持者】		【有田川町福祉タクシー】 本町に住民票を有する者で、手帳を有田川町が管理している者。 福祉タクシーの基本料金相当額を助成し、1人年間24回を限度とする。 【手帳1級】	有田川町かなや明恵峡温泉使用料(1回券)大人(中学生以上)300円 小人(4歳以上~小学生以下)200円 回数券(12回数券)大人3,000円小人2,000円(6回数券)大人1,500円小人1,000円 【手帳所持者】	
御坊保健所										
御坊市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所等への通所の際、公共交通機関を利用する場合、月12,000円を限度に補助【手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】							
美浜町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所(片道2kmを超える場合)に係る費用(公共交通機関の利用のみ)の1/2を月額1万円を限度に助成【在宅障害者で作業所等へ通所している者】	【20歳未満の手帳所持者】 ・扶養手当 月5,000円(在宅)月4,000円(施設) 【20歳以上の手帳所持者】 ・福祉手当 月2,000円(在宅)(所得制限有)				バス及びタクシーの料金の助成 美浜町外出支援事業として年間12,000円分の100円券を交付。 【手帳所持者】		
日高町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	福祉共同作業所への通所に要する、交通費の1/2、(上限月額10,000円)を支給。 【福祉共同作業所通所者】	【心身障害児者福祉手当】 月額4,000円を支給。 【20歳未満:手帳1, 2, 3級】(所得制限なし) 【20歳以上:手帳1, 2級】(所得制限あり)		駐車料金の5割減免 【手帳1, 2級】	タクシーの初乗り運賃の36回分のタクシー券支給 【手帳1, 2級】	温泉館「海の里」 入館料減免(600円→510円) 【手帳所持者】		
由良町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る電車、バスの料金の1/2を助成。(車、二輪車、徒歩は認めない) 【手帳所持者】	月額3,000円 収入要件有り 【手帳1, 2級】						
日高川町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る経費の1/2を支給する。(月額上限10,000円) 【手帳所持者】	月額3,000円を支給 (18歳以上は年収120万未満の者に限る) 【手帳所持者】			・日高川町コミュニティバスの乗車料金が半額 ・タクシー券の交付(年間500円券×12枚) 【手帳所持者】	・町内温泉施設(美山温泉 愛徳荘・きのくに中津荘・鳴滝温泉館)入浴料半額・町内に住所を有する者は無料 【手帳所持者】		
印南町			作業所への通所者に対し通所交通費の1/2を補助。(月額上限1万円) 【共同作業所通所者】					町から社会福祉協議会へ委託しているバス・タクシー券年15,000円分		

精神障害者に対する保健福祉等施策一覧

平成27年6月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の減免措置	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
田辺保健所										
田辺市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	就労支援施設に通所する障害者に対して交通費を補助【就労支援施設通所者】	田辺市重度障害者等福祉年金市民税所得割非課税の者に年額28,500円を支給。 【20歳以上は手帳1級】 【20歳未満は手帳所持者】		・入居抽選の際、抽選番号を2つ得ることができる。 ・入居所得基準を優遇措置 収入月額158,000円以下のところ214,000円以下 【手帳1・2級】		自動車税の減免を受けていない者にタクシー券500円×20枚を交付 【手帳1級】	・入館料1/2減免 田辺市立美術館 熊野古道なかへち美術館 紀州備長炭炭見館 南方熊楠顕彰館 ・利用料1/2減免 田辺市体育施設 【手帳所持者】	工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は5,000円を超える部分の1/2に相当する額を利用者定率負担額から差し引いた額を助成【就労支援通所者】
みなべ町	保険診療分自己負担額を助成(所得制限有り) 【手帳所持者】 【障害年金1級・2級】	保険診療分自己負担額を助成(所得制限有り) 【手帳所持者】 【障害年金1級・2級】 自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	・交通手段や距離等で補助額算定(上限2万円) 【作業所へ通所する町内居住の障がい者】	・月額4,000円支給 ・1年以上みなべ町に居住。(施設入所者は除く) ・所得制限有り 【手帳所持者】				タクシーの初乗り料金を助成10枚綴りのタクシー券を年間4冊交付 【手帳所持者】	鶴の湯温泉 入浴料半額600円→300円 【手帳所持者】	①配食サービス ・弁当の配給(自己負担有り) ・安否確認兼ねる 【概ね単身世帯の障害者で調理が困難な者】 ②施設利用者負担額助成 工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する額を利用者定率負担額から差し引いた額を補助【就労施設利用者】
白浜町		自立支援医療自己負担分(1割)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所等への交通費(2%以上に限る)の一部を補助【作業所利用決定者】			家賃設定時に優遇措置あり 【手帳所持者】 【障害年金受給者】			町営公衆浴場(全額免除) 町民プール(全額免除)	
上富田町		自立支援医療(精神通院)自己負担分(10%)の半額(保険適用医療費の5%)を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	町内に住所を有する在宅の障害者で自宅から片道2kmを超える作業所へ通所している者に対し、交通費の一部を助成			①入居所得基準の緩和 【手帳1級・2級】 ②家賃計算上の所得控除 【手帳所持者】		くちまのコミュニティバスの回数券またはバスポートの料金割引(半額補助) 【手帳所持者】		
すさみ町			作業所に通所し、片道2kmを超える者に対し交通費を補助する。月額25,000円を超える場合は25,000円とする。自家用車、2輪車は5,000円までとする。送迎バスは通所日数が月20日以下の場合、下回った日数に250円を乗じた額を減額する。【町が支給決定をした者】			・入居所得基準を優遇措置(所定の条件を満たす場合) 収入月額158,000円以下のところ214,000円以下 ・家賃計算上の所得控除1人につき27万円 【手帳所持者】				
新宮保健所申本支所										
申本町	保険適用医療費自己負担分の費用を助成 【手帳1・2級】	保険適用医療費自己負担分の費用を助成(自立支援医療費を含む) 【手帳1・2級】	作業所等への通所の交通費 町内に住所を有する在宅の者で、自宅から町内、町外の就労支援施設に通所しており、片道が2%を超えるもの。【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	年間所得が10万円以下の者に対して年額30,000円を支給する。 【手帳1級】				障害の程度が手帳1級で在宅の者に対し、町と契約しているタクシー会社のタクシーを利用する時の基本料金相当額を年間12回分助成する。(1人につきタクシー券年間12枚交付) 【手帳1級】	・申本温泉 サンゴの湯(400円→110円) ・申本海中公園 入場料金半額 介助者も可 ・湖畔観光タワー 入場料金100円引き 【手帳所持者】	
古座川町	入院医療費自己負担分を助成(食事療養費を含む) 【手帳1級・2級】	通院医療費自己負担分を助成 【手帳1級・2級】	古座川町内に住所を有し、施設に通所する障害者のうち、該当する交通手段を利用する者で、通所距離が片道2kmを超える者に対し交通費を助成(上限月3,000円)	非課税世帯に属する者 (月額3,000円) 【手帳1級・2級】		入居所得基準を優遇 【手帳1級・2級】 家賃計算上の所得控除 入居資格の優遇 【手帳所持者】		町営バス運賃免除 【手帳所持者】		
新宮保健所										
新宮市		自立支援医療(精神通院)の自己負担分の半額を助成 【自立支援医療受給者者かつ手帳所持者】	市内に住所を有し通所距離が2kmを超える者。 ・該当の交通手段の1月の合計金額が12,000円を超える場合は上限12,000円/月 ・施設の送迎用車両利用の場合は、送迎距離10%未満は3,500円/月、10%以上は7,000円/月を限度とする。			(公営住宅法に基づく)家賃計算上の所得控除 【手帳1級・2級】 入居資格の優遇 【手帳所持者】		タクシー基本料金(初乗り料金)から1割を引いた額(年間の利用回数26回) 【手帳1級・2級】 入居資格のあるタクシー業者のみ 【手帳1級】	・佐藤春夫記念館 利用料金の免除 ・新宮市立民俗資料館 入館料の免除 【手帳所持者】	心身障害児福祉手当 児童1人につき月額3,000円 【20歳未満の手帳所持児童を監護する者】
那智勝浦町			通所に要する費用を月10,000円を限度に補助 通所日数 5日未満/月一支給なし 5~10日未満/月一費用の1/2【作業所通所者】			入居所得基準を緩和 収入月額158,000円以下のところを214,000円以下とする 【手帳1・2級】		那智勝浦町営バス 手帳提示により半額 【手帳所持者】		
太地町		通院医療費(保険適用分)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所にかかる費用を助成(交通機関)上限月10,000円(福祉車両)上限月5,000円(自家用車)上限月4,000円 片道2kmを超えるもの。【作業所通所者】			入居所得基準を優遇措置 【手帳所持者】		町営バス利用料金割引(半額補助) 【手帳所持者】		
北山村								村営バスの運賃半額 定期的割引(村民以外でも障害者は割引あり。村民は無料) 【障害者 身体・知的・精神】		